

第 2 期福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

- 家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業において 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。
- 福生市は、これを踏まえ、平成 17 年 4 月に前期 5 年分の計画として、「福生市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、各種施策を推進してきました。
- 平成 22 年 4 月には、後期 5 年分の計画として、「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、子ども・子育て施策を総合的に取り組んできました。
- この間も、我が国では、少子化が進行し、また、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められました。
- こうしたことから、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。

- 次世代育成支援対策推進法も改正され、市町村行動計画の策定は任意化されましたが、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が平成36年度末まで10年間延長されました。
- 福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を引き継ぐ新たな計画として、「福生市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間：平成27年度～平成31年度)を推進し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、魅力あるまちづくりを進めてきました。
- 新制度開始以降も、待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。
- また、平成29年4月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られました。
- この度、「福生市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、これまでの福生市の取組の成果や市民ニーズ調査の結果を踏まえ、子どもを安心して産み育てられ、次代を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「第2期福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

計画構成のイメージ

福生市子ども・子育て支援事業計画	第2期福生市子ども・子育て支援事業計画
<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 国の動向 3 計画の位置づけ 4 計画策定の経過（策定体制） 5 計画の期間 <p>第2章 福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会的な状況 2 保育サービス等の状況 3 アンケートから見られる現状 4 「次世代育成支援行動計画」の評価 <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本方針 3 基本目標 4 施策の体系 <p>第4章 施策の展開</p> <p>基本目標 1 家庭・地域における子育ての支援</p> <p>基本目標 2 母と子の健康を守り増進する</p> <p>基本目標 3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり</p> <p>基本目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくり</p> <p>基本目標 5 子どもにやさしいまちづくり</p> <p>第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 <p>第6章 計画の進行管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策の実施状況の点検 2 国・都等との連携 	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 国の動向 3 計画の位置づけ 4 計画策定の経過（策定体制） 5 計画の期間 <p>第2章 福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会的な状況 2 保育サービス等の状況 3 アンケートから見られる現状 4 <u>現計画</u>の評価 <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本方針 3 基本目標 4 施策の体系 <p>第4章 施策の展開</p> <p><u>基本目標 1 産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実</u></p> <p><u>基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援</u></p> <p><u>基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援</u></p> <p><u>基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭の支援</u></p> <p><u>基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワークライフバランスの推進</u></p> <p><u>基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備</u></p> <p>第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 <p>第6章 計画の進行管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策の実施状況の点検 2 国・都等との連携

<p>資料編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福生市子ども・子育て審議会条例 2 福生市子ども・子育て審議会 審議経過 3 福生市子ども・子育て審議会委員名簿 4 諮問・答申 5 用語解説（50音順） 	<p>資料編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福生市子ども・子育て審議会条例 2 福生市子ども・子育て審議会 審議経過 3 福生市子ども・子育て審議会委員名簿 4 諮問・答申 5 用語解説（50音順）
--	--

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

2 国の動向

- 急速な少子化の進行、子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤立感と負担感の増加といった子育てをめぐる現状の課題を改善するため、子ども・子育て支援法に基づき、福生市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）を策定する。
- 本計画の成果を、安心して子育てができるまちの実現につなげていくため、子育ての孤立感と負担感の解消を目指すべき方向として設定する。
- 本計画は、子ども・子育て支援法、国の基本指針、国および都の通知等に即して策定する。
- 本計画の策定に当たっては、「福生市子ども・子育て審議会」の意見を尊重するとともに、パブリックコメント等を活用して住民意見の反映に努めるものとする。
- 本計画は、市の施策の方向と具体的な事業の整備計画を明らかにするため、ニーズ調査の結果に基づき、市において必要となる地域の子育て支援施策の量の見込みと確保策等を国の手引きを踏まえたうえで、市の実情も考慮しながら算定し、計画に記載する。
- ニーズ調査では、潜在需要も含めて、丁寧にニーズ調査の結果の分析を行い、真のニーズを精査したうえで量の見込みの算定等を行う。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「福生市の取り組み」として位置づける。
- 本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとする。また、この計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とする。
- 本計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定するとともに、福生市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づける。
- 本計画には、福生市地域福祉計画、福生市障害者計画をはじめ、他の計画などとの整合を図る（他計画に施策・事業を委ねる部分あり）。子ども

と子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていく。

4 計画策定の経過

- ニーズ調査（就学前児童の保護者、就学児童の保護者と本人、中学生の保護者と本人、子育ての担い手）、子ども・子育て審議会、パブリックコメントの実施

5 計画の期間

- 本計画は、5年を1期とした計画とする。
- 計画期間は、令和2年度～6年度とする。
- 計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行う。

第2章 福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

- ニーズ調査の結果に基づき、市民が求める教育・保育施設のニーズや地域子ども・子育て支援のニーズを明らかにし、本計画に活かす。
- ニーズ調査をはじめ、統計データに基づき、広く子ども・子育て家庭の現状を明らかにする。

第3章 計画の基本的な考え方

- 国の基本指針にあるとおり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に置く。
- 社会的養護の観点を明示するため、基本理念等の記載に際しては、「すべての子ども」という表現を極力用いることとする。

第4章 施策の展開

- 産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
- 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援
- 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援
- 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援
- 子育て世帯への経済的支援とワークライフバランスの推進
- 安心して子育てができる生活環境の整備 など

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

○保育所、幼稚園、認定こども園のあり方

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期

○利用者支援、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第6章 計画の推進体制

○本計画の進捗状況については、「福生市子ども・子育て審議会」等で毎年度評価を行う。

※その他、国の動向等を踏まえた留意事項

基本指針の改正方針案が、令和元年6月に示されることが予定されていることから、その内容に即して計画を策定するものとします。なお、現時点では以下のような内容が示されています。

- (1) 市町村計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
 - ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
 - ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設

等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。

・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。

(2) 平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し。

(3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。

※これらの他、第 198 回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討。